

第39回 制度設計専門会合 事務局提出資料

～公営電気事業の契約見直しに関する実態調査について～

令和元年6月25日（火）



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

公営電気事業の契約見直しに関する今後の取組について

- これまで公営電気事業者が保有する発電所の多くは、旧一般電気事業者との間で長期の随意契約が締結されてきたところ、地方自治法においては、自治体の所有する公営電源の契約を一般競争入札に付すことが原則とされている。それらが入札に付されることは、最終的には、当該自治体の判断によるものであるとしても、電力市場の競争の促進や卸電力取引の活性化の観点から重要。
- このため、2015年3月には「卸電力取引の活性化に向けた地方公共団体の売電契約の解消協議に関するガイドライン」が資源エネルギー庁において策定され、公営電気事業者が契約の解消や見直しを行うための環境が整備された。
- 一方、ガイドライン公表後、4年間、契約期間が切れた更新時に一般競争入札に移行した事例は2自治体存在するものの、契約期間内に既存契約を解消した事例はなかった※。こうした実態に鑑み、今後、自治体毎の契約の見直しの状況や見直しに当たってのボトルネックの有無などについて実態調査を行うこととし、その結果については、公表することしたい。

※ガイドライン公表前も含めれば、契約期間が切れた更新時に一般競争入札に移行した事例は3自治体、契約期間内に既存契約を解消した事例は1自治体。

- まずは、事務局において関係自治体や旧一般電気事業者を対象としたヒアリングを行う予定。

- これまで地方公共団体が経営する発電事業の多くは、地方公共団体と旧一般電気事業者間で長期の随意契約が締結されてきたが、2015年3月に「卸電力取引の活性化に向けた地方公共団体の売電契約の解消協議に関するガイドライン」が資源エネルギー庁により策定され、現在、契約の解消や見直しが行われているところ。
- 旧一般電気事業者に対するアンケートによると、契約の解消や見直しについて地方公共団体と協議・検討を行っている事業者もあるものの、「地方公共団体からの申し入れ・相談はない」との回答が太宗を占めている。また、従来どおり契約を継続している場合も見られる。

2019年1月以降の、地方公共団体からの電力販売契約の解消・見直しについての旧一般電気事業者からの回答
(「地方公共団体からの申し入れ・相談はない」とする回答以外)

- “電力販売契約の解消について、今後の事業運営の選択肢の一つとして総合的に検討したいとの相談を受けており、継続して対応中”
- “地方公共団体より一部契約解消について言及があり、協議中”
- “契約解消に関する意見交換を行ったが、2019年度も同様に、従来どおり契約を継続”

出所：旧一般電気事業者からの提供情報

- 公営電気事業26事業者（発電所数348）のうち、当期間においては売電契約の競争入札が実施された事例は3件であった。
- 売電契約の競争入札が実施され、かつ現在もその契約に基づく供給が行われている事例は、5件となっている。

公営電気事業設備概要（平成31年4月1日現在）

発電所数：348、出力：約247万kW、年間可能発電電力量：約81億kWh

公営電気事業26事業者中、売電契約の競争入札が実施された事例

当期間（2019年1月～3月）に売電契約の競争入札が実施された事例

事業者	発電種別	合計最大出力[kW]	落札者
三重県	廃棄物固形燃料発電所1箇所	12,050	ゼロワットパワー
新潟県	水力発電所3箇所	86,300	丸紅新電力
	水力発電所7箇所	38,900	東京瓦斯
合計		137,250	

当期間より前に売電契約の競争入札が実施され、かつ現在もその契約に基づく供給が行われている事例※2

事業者	発電種別	合計最大出力[kW]	落札者
熊本県	風力発電所1箇所	1,500	九州電力
東京都	水力発電所3箇所	36,500	F-Power
合計		38,000	

合計件数:5件
合計最大出力:
175,250 kW

※2 2013年度以降の供給実績より